♥ 埼玉労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和5年8月23日(水) 【照会·取材申込先】 埼玉労働局労働基準部賃金室 室 長 生木谷 忠司 室長補佐 大村 玲子 (電話) 048-600-6205

埼玉県最低賃金は**10月1日**から 「時間額1,028円」に改正されます』

最低賃金の改正については**9月1日付けの官報に公示され、**<u>令和5年10月1日(日)</u> <u>に発効</u>する予定です。

令和5年度の最低賃金の改正は、時間額表示となった平成14年度以降、最も大きい引上げ額(41円)となります。

改正額 (時間額)	現行額(時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生日
1,028円	987円	4 1円	4.15%	令和5年10月1日(日)

改正される埼玉県最低賃金の効力発生日の本年10月1日(日)からは、埼玉県内で事業を営む使用者は、原則として、その使用するすべての労働者に対し、「時間額1,028円」以上の賃金を支払わなければなりません。

この最低賃金額の引上げにより、埼玉県内の事業所で働く労働者の22.8%が影響を受けると推測されます。

埼玉労働局では、官報に公示される<u>9月1日から</u>効力発生日の<u>10月1日まで</u>を**「埼玉県最低賃金周知強化期間」**として、各労働基準監督署及び各公共職業安定所(ハローワーク)とともに集中的に周知活動等を行います。

その一環として、「臨時労働基準監督署長・公共職業安定所長会議」の開催や埼玉労働局・管内所轄労働基準監督署長及び公共職業安定所長等の幹部による「街頭啓発行動」を次のとおり行いますので、取材方よろしくお願いいたします。

【臨時労働基準監督署長・公共職業安定所長会議】

日 時	場所	参 集 者
8月30日(水) 13:30~(15分)	埼玉労働局 14 階雇用保険説明会会場 (さいたま市中央区新都心 1 1 – 2)	労働局部・課・室長、 各労働基準監督署長、 各公共職業安定所長

【埼玉県最低賃金の改正に係る街頭啓発行動】

日時	場所	対 応 者
9月29日(金) 8:30~(30分)	JR大宮駅西口ペデストリアンデッキ	埼玉労働局長、局賃金室長、 さいたま労働基準監督署長、 大宮公共職業安定所長ほか
	JR熊谷駅コンコース	労働基準部長、局監督課長、 熊谷労働基準監督署長、 熊谷公共職業安定所長ほか

上記場所において、啓発品(周知用チラシ入りポケットティッシュ)配布を行います。

●今後のスケジュールは、次のとおりです。

